

プラン名		スポット契約 (顧問契約なし)	ライト(LT) プラン	スタンダード(ST) プラン	プラチナ(PT) プラン	ロイヤル(RY) プラン	内容	
料金		—	月額3万円 (税別)	月額5万円 (税別)	月額10万円 (税別)	月額20万円 (税別)		
相談体制	対面、電話、メール	○(対面のみ)	○	○	○	○	対面、電話、メールによる相談が可能です。	
	チャットサービス (LINE、Chatworkなど)	×	×	○	○	○	LINE、Chatwork、teamsなどのチャットサービスによる相談が可能です。	
	ZoomなどのWeb会議	○	○	○	○	○	ZoomなどのWeb会議による相談が可能です。	
	定期面談 サービス	訪問	×	×	4か月に1回、30分以内	2か月に1回、60分以内	1か月に1回、60分以内	相談の有無にかかわらず定期的にお客様と当事務所の弁護士と面談の機会を設けます。面談では、相談や情報提供などが行われます。定期的な面談の実施により、気軽に相談できる体制の実現と、紛争の予防効果があります。
		Web会議	×	×	4か月に1回、30分以内	2か月に1回、30分以内	1か月に1回、60分以内	
随時の訪問相談 (定期面談サービス以外)		×	×	×	○	○	当事務所の弁護士がお客様の会社へ訪問して、法律相談を一定程度無料で受けることができます。	
法律相談	簡易な質問	相談時間60分につき 2万円(税別) (メール・LINEによる 相談は原則不可)	○	○	無制限	無制限	「簡易な質問」とは、調査を要することなく直ちに回答が可能な程度の質問をいいます(メール・LINEによる応答も含まれます)。1件あたりの所要時間は20分以内のものをいいます。	
	法律相談 (メール・LINEによる相談も含む)		△ (3か月に1回)	○ (1か月に1回)	○ (1か月に3回)	無制限	「法律相談」とは、所要時間が20分以上の法律問題の相談をいいます(メール・LINEによる応答も含まれます)。	
	調査を要する法律相談	相談時間60分につき 4万円(税別)	△ (6か月に1回)	△ (2か月に1回)	○ (1か月に1回)	○ (1か月に3回)	「調査を要する法律相談」とは、上記「法律相談」及び相談の回答のための法的調査に90分以上を要する法律問題の相談をいいます。	
書面の リーガル チェック	簡易な書面の リーガルチェック	5万円 (税別)	○	○	○	無制限	簡易な書面(請求書、労働条件通知書など)のリーガルチェック(法的な問題点の簡易調査)を一定程度無料で行います。	
	定型・典型的契約書等の リーガルチェック	10万円 (税別)	△ (3か月に1回)	○ (1か月に1回)	○	○	定型・典型的契約書等(契約書の内容面が一般書式が流通している定型・典型的な契約書であって、枚数が「A4×10ページ」以下、条項数は「30条」以下のもの)のリーガルチェック(法的な問題点の簡易調査)を一定程度無料で行います。法的調査が30分以内に完了するものを想定しています。	
	非定型・非典型的契約書等の リーガルチェック ※調査に60分以上を要するもの除く	20万円 (税別)	×	△ (3か月に1回)	○ (1か月に1回)	○	非定型・非典型的契約書等(契約書の内容面が一般書式が流通していない非定型・非典型的な契約書であって、枚数が「A4×10ページ」以下、条項数は「30条」以下のもの)のリーガルチェック(法的な問題点の簡易調査)を一定程度無料で行います。法的調査が60分以内に完了するものを想定しています。	
	複雑・専門性の高い契約書等の リーガルチェック	30万円～ (税別)	×	×	△ (3か月に1回)	△ (1か月に1回)	上記2項目以外の契約書等のリーガルチェック(法的な問題点の簡易調査)を一定程度無料で行います。	
書面の 作成	簡易な書式のご提供	3万円 (税別)	○	○	無制限	無制限	簡易な書式(請求書、解除通知書、労働条件通知書、解雇通知書など)をご希望に応じて一定程度無料で提供いたします。	
	簡易な書面の作成	10万円 (税別)	×	○ (1か月に1回)	○	無制限	簡易な書面(請求書、労働条件通知書など)を一定程度無料で作成いたします。	
	①定型・典型的契約書等の作成 ②簡易な意見書・調査書の作成	20万円 (税別)	×	×	○ (1か月に1回)	○	①定型・典型的契約書(契約書の内容面が一般書式が流通している定型・典型的な契約書であって、枚数が「A4×10ページ」以下、条項数は「30条」以下のもの)の作成や、②簡易な意見書・調査書(枚数が「A4×2ページ」程度以下、内容も簡易な法的調査で足りるもの)を一定程度無料で行います。作成が60分以内に完了するものを想定しています。	
	①非定型・非典型的契約書等の作成 ②通常の意見書・調査書の作成 ※作成に120分以上を要するもの除く	40万円 (税別)	×	×	△ (3か月に1回)	○	①非定型・非典型的契約書(契約書の内容面が一般書式が流通していない非定型・非典型的な契約書であって、枚数が「A4×10ページ」以下、条項数は「30条」以下のもの)の作成や、②通常の意見書・調査書(内容が通常程度の法的調査を要するものであっても、枚数が「A4×5ページ」以下のもの)を一定程度無料で行います。作成が120分以内に完了するものを想定しています。	
	①複雑・専門性の高い契約書等の作成 ②複雑・専門性の高い意見書・調査書の作成	50万円～ (税別)	×	×	△ (3か月に1回)	△ (1か月に1回)	①複雑・専門性の高い契約書(上記2項目以外の契約書)や、②複雑・専門性の高い意見書・調査書(上記2項目以外の意見書・調査書)の作成を一定程度無料で行います。	
代理交渉・ 代理活動	未収金の回収、従業員対応など 「簡易な事件」の代理交渉	事件の内容や 難易度に応じた 着手金・報酬金 の発生	×	1年間に1件程度	1年間に2件程度	1年間に4件程度	未収金の回収、従業員対応など「簡易な事件」の代理交渉について、顧問料の範囲内で無料で受任し、事件処理いたします(実費はお客様負担です)。「簡易な事件」とは、通知書を送付して終結する、電話で2～3回折衝して終結する、支払督促手続(※)で終結する等、解決に要する期間が1か月～2か月以内と見込まれる事件をいいます。※支払督促手続が訴訟手続に移行した場合は下記「裁判手続等の代理活動」に移行します。	
	裁判外の代理交渉	事件の内容や 難易度に応じた 着手金・報酬金 の発生	×	×	1年間に1件程度	1年間に2件程度	裁判外の代理交渉について、顧問料の範囲内で無料で受任し、事件処理いたします(実費はお客様負担です)。「裁判外の代理交渉」とは、相手方に弁護士が就いた際の代理交渉や対応の難しい相手方本人との代理交渉など、簡易な事件にとどまらない裁判外の代理交渉をいいます。ただし、労働組合との団体交渉は含まれません。	
	裁判手続等の代理活動	事件の内容や 難易度に応じた 着手金・報酬金 の発生	×	×	×	1年間に1件程度	裁判外手続等について、顧問料の範囲内で無料で受任し、事件処理いたします(実費はお客様負担です)。「裁判手続等」とは、民事訴訟、民事調停、労働審判、労働組合との団体交渉、刑事訴訟などが含まれます。	
顧問契約 の特典	顧問弁護士表示	—	○	○	○	○	お客様のウェブサイトなどに「顧問弁護士」と表示することができます。	
	優先対応	—	○	○	○	○	顧問契約のないお客様よりも優先的に法律相談の予約やメール等による相談への回答を行います。	
	事務所だよりの提供	—	○	○	○	○	毎月1回、事務所だよりを提供いたします。	
	経営者個人のご相談	—	○	○	○	○	会社のご相談だけでなく、経営者個人やそのご家族のご相談、子会社などの関連会社のご相談もお受けいたします。	
	顧問未使用分 補償サービス	—	50%	70%	90%	100%	代理交渉に要する弁護士費用や契約書等の作成費用について、その前月から遡って1年間のうち顧問サービスを利用しなかった月の顧問料から左記の割合を乗じた金額を割引させていただきます。	
	費用割引	簡易(A割)	—	50%	50%	70%	90%	代理交渉に要する弁護士費用や契約書等の作成費用が、事案に応じて通常の料金額より割引させていただきます。
通常(B割・C割)		—	10%～20%	30%～40%	40%～60%	60%～90%		
困難(D割・E割)		—	0%～5%	5%～10%	10%～20%	20%～40%		